

議案第 78 号

箱根町と神奈川県との間における公共下水道使用料の徴収事務の  
事務委託の変更に関する協議について

箱根町と神奈川県との間における公共下水道使用料の徴収事務の事務委託を  
変更することについて、神奈川県と別紙のとおり協議するに当たり、議会の議  
決を求める。

平成 29 年 10 月 17 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

箱根町と神奈川県との間における公共下水道使用料の徴収事務の事務委託を  
変更することについて、神奈川県と地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252  
条の 14 第 2 項の規定による協議をする必要があるので、同条第 3 項において準  
用する同法第 252 条の 2 第 3 項の規定により、本案を提出するものである。

箱根町と神奈川県との間における公共下水道使用料の徴収事務の  
事務委託に関する規約の一部を変更する規約

平成 15 年 1 月 31 日付けで協議により定めた箱根町と神奈川県との間における公共下水道使用料の徴収事務の事務委託に関する規約の一部を次のように変更する。

第 2 条中「箱根町公共下水道条例施行規則（昭和 60 年箱根町規則第 12 号）」を「箱根町公共下水道条例施行規程（平成 29 年箱根町企業管理規程第 1 号）」に改める。

第 5 条中「規則」を「規程」に改める。

附 則

この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

協議書（案）

箱根町と神奈川県との間における公共下水道使用料の徴収事務の事務委託を別紙規約により変更する。

平成 年 月 日

箱 根 町 長                      山 口 昇 士

神 奈 川 県 知 事                      黒 岩 祐 治